

出羽鶴清酒逸品 1 本券及び 2 本券の利用者保護等に関するお知らせ

- ・出羽鶴清酒逸品 1 本券及び 2 本券の発行者（当社）は、その保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律第 14 条第 1 項の規定に基づき、基準日（毎年 3 月 31 日、9 月 30 日）現在における未使用残高の 2 分の 1 以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することより資産保全することが義務づけられており、必ずしも全額保全が図られているわけではありません。
- ・万が一の場合、出羽鶴清酒逸品 1 本券及び 2 本券の保有者は、資金決済に関する法律第 31 条第 1 項の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。
- ・当社は発行している出羽鶴清酒逸品 1 本券及び 2 本券の未使用残高が法定の金額を超えた場合、当社は秋田地方法務局へ金銭による供託を行います。
- ・当社が発行する出羽鶴清酒逸品 1 本券及び 2 本券の盗難、紛失、滅失、改ざん等により、利用者に生じた損失については、一切 その責任を負いかねます。管理には十分ご注意ください。

秋田清酒株式会社